

～あなたの大切な人と財産を守るために～

相続登記の申請義務化 自筆証書遺言書保管制度 に関する説明会



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

- 相続登記の申請義務化
(令和6年4月1日スタート)
 - ・いつまでに登記すればいいの？
 - ・登記をしないと、どうなるの？

- 自筆証書遺言書保管制度
 - ・あなたの大切な遺言書をお預かりし、
相続のトラブルを防止します
 - ・制度の内容とその利用方法は？



遺言書ほかんガルー

参加無料
・
事前予約

日程 令和7年5月21日(水)

時間 10:00～11:00

会場

前橋地方法務局（本局）

- ・高崎支局・桐生支局・伊勢崎支局・太田支局
 - ・沼田支局・富岡支局・中之条支局
- (一部の支局では、本局からウェブ会議システムで中継します。)

参加申込みは、お電話にて承ります。

(一部の支局では開催しない場合がありますので、お電話にてご確認ください。)

前橋地方法務局 TEL027-221-4466 (前橋市大手町2-3-1)

高崎支局 TEL027-322-6315 (高崎市東町134-12)

桐生支局 TEL0277-44-3526 (桐生市末広町13-5)

伊勢崎支局 TEL0270-25-0758 (伊勢崎市太田町554-10)

太田支局 TEL0276-32-6100 (太田市鳥山下町387-3)

沼田支局 TEL0278-22-2518 (沼田市西倉内町701)

富岡支局 TEL0274-62-0404 (富岡市富岡1383-6)

中之条支局 TEL0279-75-3037 (吾妻郡中之条町大字
中之条町692-2)